

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月10日（令和5年（行情）諮問第1007号ないし同第1013号）

答申日：令和6年10月30日（令和6年度（行情）答申第539号ないし同第545号）

事件名：「訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第1編システム）（第2編統制装置）（制定案）富士学校平成28年3月」等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月4日付け防官文第6635号、同年6月13日付け同第11358号、同年8月23日付け同第15992号、同年10月28日付け同第20466号、令和5年1月6日付け同第156号、同年3月27日付け同第6810号、同年6月5日付け同第12104号及び同年7月28日付け防官文第16362号ないし同第16368号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」とい

う。)が行った各決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分14」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1(原処分1)

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2(原処分2)

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。

これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウないしオ 上記(1)アないしウのとおり。

(3) 審査請求書3(原処分3)

アないしウ 上記(1)アないしウのとおり。

(4) 審査請求書4(原処分4)

ア及びイ 上記(2)ア及びイのとおり。

ウないしオ 上記(1)アないしウのとおり。

(5) 審査請求書 5 (原処分 5)

アないしウ 上記 (1) アないしウのとおり。

(6) 審査請求書 6 (原処分 6)

ア及びイ 上記 (2) ア及びイのとおり。

ウないしオ 上記 (1) アないしウのとおり。

(7) 審査請求書 7 (原処分 7)

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(「準備書面 (1)」(平成 24 年 11 月 22 日) 8 頁)【別紙 1 (略)】である。

(イ) 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成 30 年 10 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20 頁)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報 (略) 及びプロパティ情報 (略) が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度 (行情) 答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落して

いる可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 上記（2）アのとおり。

カ 上記（2）イのとおり。

キ 上記（1）イのとおり。

ク 上記（1）ウのとおり。

（8）審査請求書8ないし審査請求書14（原処分8ないし原処分14）

ア 上記（2）アのとおり。

イ 上記（2）イのとおり。

ウ 上記（1）アのとおり。

エ 上記（1）ウのとおり。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

（1）原処分1及び原処分8について（諮問1007）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（1）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年4月4日付け防官文第6635号により、本件対象文書1のうち、別紙の2に掲げる（1）アないしウについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年7月28日付け防官文第16362号により、本件対象文書1のうち、別紙の2に掲げる（1）エないしカについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に

上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分9について（諮問1008）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（2）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年6月13日付け防官文第11358号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる（2）アないしウについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和5年7月28日付け防官文第16363号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる（2）エないしカについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分10について（諮問1009）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（3）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年8月23日付け防官文第15992号により、本件対象文書3のうち、別紙の2に掲げる（3）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和5年7月28日付け防官文第16364号により、本件対象文書3のうち、別紙の2に掲げる（3）イないしエについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分4及び原処分11について（諮問1010）

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（4）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書4」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月28日付け防官文第20466号により、本件対象文書4のうち、別紙の2に掲げる（4）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った後、令和5年7月28日付け防官文第16365号により、本件対象文書4のうち、別紙の2に掲げる（4）イないしエについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(5) 原処分5及び原処分12について（諮問1011）

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（5）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書5」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月6日付け防官文第156号により、本件対象文書5のうち、別紙の2に掲げる（5）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、同年7月28日付け防官文第16366号により、本件対象文書5のうち、別紙の2に掲げる（5）イないしエについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分12）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分12に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(6) 原処分6及び原処分13について（諮問1012）

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（6）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書6」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月27日付け防官文第6810号により、本件対象文書6のうち、別紙2に掲げる（6）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った後、同年7月28日付け防官文第16367号により、本件対象文書6のうち、別紙の2に掲げる（6）イないしエについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分13）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分13に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(7) 原処分7及び原処分14について（諮問1013）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（7）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書7」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月5日付け防官文第12104号により、本件対象文書7のうち、別紙の2に掲げる（7）アについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った後、同年7月28日付け防官文第16368号により、本件対象文書7のうち、別紙の2に掲げる（7）イないしエについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分8について（諮問1007）

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

ウ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、本件対象文書の法5条該当

性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分8を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分9について（諮問1008）

ア ないしカ 上記(1)ア ないしカと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」、「原処分8」とあるのを「原処分9」と読み替える。

(3) 原処分3及び原処分10について（諮問1009）

ア ないしカ 上記(1)ア ないしカと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分3」、「原処分8」とあるのを「原処分10」と読み替える。

(4) 原処分4及び原処分11について（諮問1010）

ア ないしカ 上記(1)ア ないしカと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分4」、「原処分8」とあるのを「原処分11」と読み替える。

(5) 原処分5及び原処分12について（諮問1011）

ア ないしカ 上記(1)ア ないしカと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分5」、「原処分8」とあるのを「原処分12」と読み替える。

(6) 原処分6及び原処分13について（諮問1012）

ア ないしカ 上記(1)ア ないしカと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分6」、「原処分8」とあるのを「原処分13」と読み替える。

(7) 原処分7及び原処分14について（諮問1013）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開

示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エ及びオ 上記（1）エ及びオと同旨。

カ及びキ 上記（1）イ及びウと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分7」と読み替える。

ク 上記（1）アと同旨。

ケ 上記（1）カと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分7」, 「原処分8」とあるのを「原処分14」と読み替える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月10日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1007号ないし同第1013号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月27日 審議（同上）
- ④ 令和6年9月30日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年10月24日 令和5年（行情）諮問第1007号ないし同第1013号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、平成28年に陸上自衛隊富士学校が訓練資料とし

て作成した「訓練資料 3-04-03-26-27-0「12式地对艦誘導弾」第1～4編」である。

イ 陸上自衛隊富士学校の担当部署は、本件対象文書の元となる原稿について、文書作成ソフトにより電磁的記録として作成した後、陸上幕僚監部の担当部署に提出した。

ウ 陸上幕僚監部の担当部署は、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、印刷業者に送付し、印刷業者と連携して手書きにより印刷原稿の校正を行った。

エ 印刷業者は、校正を行った紙媒体の印刷原稿をもとに製本を行い、陸上自衛隊中央業務支援隊に製本された文書（以下「製本版（紙媒体）」という。）を納品し、陸上自衛隊中央業務支援隊は、製本版（紙媒体）を陸上幕僚監部及び部隊等に配布した。

オ 本件開示請求は、訓練資料の最新版を希望するものであったため、陸上幕僚監部の担当部署で保有している製本版（紙媒体）を本件対象文書として特定した。このため、製本版（紙媒体）の電磁的記録は作成していない。

カ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署の書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の裏表紙には業者名の記載があり、平成28年の作成年月の記載も認められることから、諮問庁の上記(1)イないしオの説明のとおり、本件対象文書は紙媒体の文書であることがうかがわれ、上記(1)カの探索状況を踏まえると、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（本件対象文書の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表1に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の誘導弾射撃訓練における組織・編成及び運用要領、訓練の細部手順及び着意事項等並びに装備品の構成、機能、性能及び操作要領等に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度並びに装備品の質的能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当

し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分と同種の内容が記載されているにすぎず、当該部分を公にしたとしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

- (1) 訓練資料3-04-03-26-27-0「12式地对艦誘導弾」第1～4編。＊最新版があればそちらを希望。
- (2) 防官文第6635号(2022.2.1-本本B2385)で「残りの部分」とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。
- (3) 防官文第11358号(2022.4.12-本本B113)で「残りの部分」とされた全て。
- (4) 防官文第15992号(2022.6.24-本本B550)で残りの部分とされた全て。
- (5) 防官文第20466号(2022.8.30-本本B952)で残りの部分とされた全て。
- (6) 防官文第156号(2022.11.8-本本B1889)で残りの部分とされた全て。
- (7) 防官文第6810号(2023.1.24-本本B2439)で残りの部分とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1

- ア 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領まで。)
- イ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領まで。)
- ウ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第4編 発射装置・弾薬運搬車)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領まで。)
- エ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領までを除く。)
- オ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領までを除く。)
- カ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第

4編 発射装置・弾薬運搬車) (制定案) 富士学校 平成28年3月
(表紙から改正意見提出要領までを除く。)

(2) 本件対象文書2

ア 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領までを除く。)(目次のみ。)

イ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領までを除く。)(目次のみ。)

ウ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第4編 発射装置・弾薬運搬車)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から改正意見提出要領までを除く。)(目次のみ。)

エ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)

オ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)

カ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第4編 発射装置・弾薬運搬車)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)

(3) 本件対象文書3

ア 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)(1ページのみ。)

イ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から本文の1ページまでを除く。)

ウ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)

エ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第4編 発射装置・弾薬運搬車)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)

(4) 本件対象文書4

ア 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)(本文の1ページから9ページまで。)

イ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第1編 システム）（第2編 統制装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の1ページまでを除く。）

ウ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第3編 搜索標定レーダ装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の9ページまでを除く。）

エ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第4編 発射装置・弾薬運搬車）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から目次までを除く。）

(5) 本件対象文書5

ア 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第3編 搜索標定レーダ装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の9ページまでを除く。）（本文の10ページのみ。）

イ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第1編 システム）（第2編 統制装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の1ページまでを除く。）

ウ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第3編 搜索標定レーダ装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の10ページまでを除く。）

エ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第4編 発射装置・弾薬運搬車）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から目次までを除く。）

(6) 本件対象文書6

ア 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第3編 搜索標定レーダ装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の10ページまでを除く。）（本文の11ページのみ。）

イ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第1編 システム）（第2編 統制装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の1ページまでを除く。）

ウ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第3編 搜索標定レーダ装置）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から本文の11ページまでを除く。）

エ 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第4編 発射装置・弾薬運搬車）（制定案） 富士学校 平成28年3月（表紙から目次までを除く。）

(7) 本件対象文書7

ア 訓練資料 3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾（第

- 3編 搜索標定レーダ装置) (制定案) 富士学校 平成28年3月
(表紙から本文の11ページまでを除く。) (本文の12ページのみ。)
- イ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第1編 システム)(第2編 統制装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から本文の1ページまでを除く。)
- ウ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第3編 搜索標定レーダ装置)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から本文の12ページまでを除く。)
- エ 訓練資料3-04-03-26-27-0 12式地对艦誘導弾(第4編 発射装置・弾薬運搬車)(制定案) 富士学校 平成28年3月(表紙から目次までを除く。)

別表 1 (原処分において不開示とした理由及び部分)

本件対象文書		不開示とした部分	不開示とした理由
原処分 1 ないし 原処分 3 及び 原処分 5	別紙の 2 (1) アないしウ, 別紙の 2 (2) アないしウ, 別紙の 2 (3) ア及び別紙の 2 (5) アに掲げる文書	なし	なし
原処分 8 ないし 原処分 1 4	別紙の 2 (1) エ, 別紙の 2 (2) エ, 別紙の 2 (3) イ, 別紙の 2 (4) イ, 別紙の 2 (5) イ, 別紙の 2 (6) イ, 及び別紙の 2 (7) イに掲げる文書	本文の 2 ページないし 1 3 ページ, 1 5 ページないし 2 3 ページ, 2 6 ページないし 3 6 ページ, 3 9 ページないし 4 1 ページ, 4 4 ページないし 4 9 ページ, 5 1 ページないし 7 0 ページ, 7 9 ページないし 8 3 ページ, 8 6 ページないし 8 8 ページ, 9 3 ページないし 9 6 ページ, 9 8 ページ, 9 9 ページ, 1 1 5 ページ, 1 1 6 ページ, 1 1 8 ページないし 1 2 3 ページ, 1 2 6 ページないし 1 5 6 ページ, 1 5 9 ページないし 1 8 6 ページ, 1 9 5 ページ, 1 9 6 ページ, 2 1 8 ページ, 2 1 9 ページ及び 2 2 2 ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		本文の 1 4 ページ, 7 1 ページ, 7 2 ページ, 8 9 ページないし 9 1 ページ, 1 0 3 ページないし 1 1 4 ページ, 1	自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領,

		<p>24ページ, 125ページ, 157ページ, 158ページ, 187ページ, 190ページないし192ページ, 202ページないし214ページ及び223ページないし252ページのそれぞれ一部</p>	<p>能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の24ページ, 25ページ, 38ページ, 92ページ及び201ページのそれぞれ一部</p>	<p>自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の194ページの一部</p>	<p>自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の指揮統制要領, 手法及び内容が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひ</p>

			いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分8ないし原処分10	別紙の2 (1)オ、 別紙の2 (2)オ及び別紙の2 (3)ウ に掲げる文書	本文の1ページ、2ページ、11ページないし14ページ、16ページ、17ページ、19ページ、20ページ、22ページないし24ページ、26ページないし30ページ、54ページ、56ページないし62ページ及び81ページないし108ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の3ページ、15ページ、18ページ、21ページ、25ページ、32ページ、33ページ、37ページないし39ページ及び48ページないし50ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能、性能及び構造に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の4ページ、6ページないし9ページ、31ページ、35ページ、36ページ、40ページないし47ページ、51ページないし53ページ	自衛隊の現有装備品の機能、性能及び構造に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力及び装備品の質的能

		<p>ジ, 65 ページないし 71 ページ, 75 ページ及び 76 ページのそれぞれ一部</p>	<p>力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の 63 ページの一部</p>	<p>自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の指揮統制要領, 手法及び内容が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の 64 ページの一部</p>	<p>自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の指揮統制要領, 手法及び内容が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>

原処分8ないし原処分14	別紙の2 (1)カ, 別紙の2 (2)カ, 別紙の2 (3)エ, 別紙の2 (4)エ, 別紙の2 (5)エ, 別紙の2	本文の1ページ, 2ページ, 13ページ, 14ページ, 17 ページないし20ページ, 23ページないし28ペー ジ, 38ページないし44ペ ージ, 47ページ, 49ペー ジ, 50ページ, 53ページ 及び68ページないし91ペ ージのそれぞれ一部	自衛隊の行動, 運用及び教 育訓練に関する情報であ り, これを公にすること により, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂 行に支障を及ぼし, ひいて は我が国の安全を害するお それがあることから, 法5 条3号に該当するため不開 示とした。
	(6)エ及 び別紙の2 (7)エ に掲げる文 書	本文の3ページ, 15ペー ジ, 16ページ, 21ペー ジ, 22ページ, 31ペー ジ, 37ページ及び45ペー ジのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機 能, 性能及び構造に関する 情報であり, これを公にす ることにより, 自衛隊の運 用能力及び装備品の質的能 力が推察されるおそれがあ るとともに, 自衛隊の行 動, 運用及び教育訓練に関 する情報であり, これを公 にすることにより, 自衛隊 の運用要領, 能力及び練度 が推察され, 自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障を及 ぼし, ひいては我が国の安 全を害するおそれがあるこ とから, 法5条3号に該当 するため不開示とした。
		本文の4ページないし6ペー ジ, 9ページ, 10ページ, 29ページ, 30ページ, 3 2ページ, 34ページないし 36ページ, 51ページ, 5	自衛隊の現有装備品の機 能, 性能及び構造に関する 情報であり, これを公にす ることにより, 自衛隊の運 用能力及び装備品の質的能

		2 ページ, 5 4 ページ, 5 5 ページ及び6 2 ページないし6 5 ページのそれぞれ一部	力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分4	別紙の2 (4)アに掲げる文書	本文の1 ページないし3 ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成等に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の3 ページ, 4 ページ及び6 ページないし9 ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品等の機能及び性能に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の装備品等の質的機能が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分11及び原処分12	別紙の2 (4)ウ及び別紙の2 (5)ウに掲げる文書	本文の11 ページないし14 ページ, 16 ページ, 17 ページ, 19 ページ, 20 ページ, 22 ページないし24 ページ, 26 ページないし30 ページ, 54 ページ, 56 ページないし62 ページ及び81 ページないし108 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開

			示とした。
		本文の15ページ, 18ページ, 21ページ, 25ページ, 32ページ, 33ページ, 37ページないし39ページ及び48ページないし50ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の31ページ, 35ページ, 36ページ, 40ページないし47ページ, 51ページないし53ページ, 65ページないし71ページ, 75ページ及び76ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の63ページの一部	自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり,

			これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の64ページの一部	自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分6	別紙の2 (6)アに掲げる文書	本文の11ページの一部	自衛隊の組織及び編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分13	別紙の2 (6)ウに掲げる文書	本文の12ページないし14ページ、16ページ、17ページ、19ページ、20ページ、22ページないし24ページ、26ページないし30ページ、54ページ、56ページないし62ページ及び8	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

		1 ページないし 108 ページのそれぞれ一部	は我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の15 ページ, 18 ページ, 21 ページ, 25 ページ, 32 ページ, 33 ページ, 37 ページないし 39 ページ及び 48 ページないし 50 ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の31 ページ, 35 ページ, 36 ページ, 40 ページないし 47 ページ, 51 ページないし 53 ページ, 65 ページないし 71 ページ, 75 ページ及び 76 ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の63 ページの一部	自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察される

			おそれがあるとともに、自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		本文の64ページの一部	自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分7	別紙の2(7)アに掲げる文書	本文の12ページの一部	自衛隊の組織及び編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
原処分14	別紙の2(7)ウに掲げる文書	本文の13ページ、14ページ、16ページ、17ページ、19ページ、20ページ、22ページないし24ページ	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、

		<p>ージ, 26ページないし30ページ, 54ページ, 56ページないし62ページ及び81ページないし108ページのそれぞれ一部</p>	<p>能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の15ページ, 18ページ, 21ページ, 25ページ, 32ページ, 33ページ, 37ページないし39ページ及び48ページないし50ページのそれぞれ一部</p>	<p>自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察されるおそれがあるとともに, 自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の31ページ, 35ページ, 36ページ, 40ページないし47ページ, 51ページないし53ページ, 65ページないし71ページ, 75ページ及び76ページのそれぞれ一部</p>	<p>自衛隊の現有装備品の機能, 性能及び構造に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
		<p>本文の63ページの一部</p>	<p>自衛隊の行動, 運用及び教育訓練に関する情報であ</p>

			<p>り、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
		本文の64ページの一部	<p>自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>

※当審査会において整理した。

別表 2 (開示すべき部分)

本件対象文書	ページ	不開示とした部分	
原処分8ないし原処分14	別紙の2(1)オ, 別紙の2(2)オ, 別紙の2(3)ウ, 別紙の2(4)ウ, 別紙の2(5)ウ, 別紙の2(6)ウ及び 別紙の2(7)に掲げる文書	54ページ	「34101 要旨」欄の本文1行目及び2行目の不開示部分
原処分8ないし原処分14	別紙の2(1)カ, 別紙の2(2)カ, 別紙の2(3)エ, 別紙の2(4)エ, 別紙の2(5)エ, 別紙の2(6)エ及び 別紙の2(7)エに掲げる文書	47ページ	不開示部分全て